

平成26年第5回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成26年5月26日(月)午後2時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

	2番 中村良男
3番 須藤喜一郎	4番 三須清一
5番 斉藤隆	
7番 新堀政夫	8番 渡辺陽一郎
9番 森正昭	10番 阿曾敏夫
11番 斉藤剛広	12番 大野木奥治
13番 小池良雄	14番 早川真
15番 江原俊光	16番 高田勝禧
17番 渡邊光雄	18番 川村泉治
19番 増田勝己	

4. 欠席委員

1番 掛川正治	6番 染谷智一郎
---------	----------

5. 出席事務局職員

局長	海老原美宣
次長	木村孝夫
次長補佐	落合敦
農地係長	富塚隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第4条）

報告第4号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）

議長 定刻となりましたので、ただ今から平成 26 年第 5 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 17 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7 番 新堀政夫委員

8 番 渡辺陽一郎委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案について説明させていただきます。議案書の目次をご覧ください。本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は 1 件となっております。

続いて、議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は 2 件でございます。

続いて、議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」でございます。新規設定が 3 件、継続設定が 1 件、所有権移転が 2 件の合計 6 件でございます。

以上で、議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは議案書 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 26 年 5 月 26 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

申請人は〇〇にお住いの農業者でございます。申請地は J R 〇〇駅の北約 600m に位置している〇〇〇〇〇の畑 7 筆で、面積は合計 866m²でございます。市街化調整区域内にあり、現在柚子が植栽されています。転用目的は太陽光発電施設用地とするものです。な

齊藤隆調査会長 この畑は柚子を作っていました。それでここでも説明申し上げたように、効率が悪いので銀行から会社に融資を受けられるというお話がありましてこの太陽光発電のほうに踏み切ったそうです。

渡辺陽一郎委員 以前この方の農地、畑の地目のところを市民に貸しているんじゃないかというようなことで部会で見に行ったことがあるんですけども、その辺も一応は耕作されているんでしょうか。市民に貸しているかどうかはちょっと分かりにくいけどもというところがこの近辺に見られたんですけども、要するに田んぼのほうが忙しくて畑がもう無理でという説明を受けたかどうかを確認したいんですけど。

齊藤隆調査会長 それは私は聞いておりません。

議長 事務局、その辺は。

事務局 同じく事務局も聞いておりません。

渡辺陽一郎委員 分かりました。

議長 高田委員。

高田勝禰委員 資料のほうの4ページをご覧くださいければ皆さん分かると思いますが、一見、〇〇の区域に宅造したようなかたちになっていますけど、この〇〇さんの親がここを開発する時に言うなれば保留地で残してくれということで、それで調整区域になっているわけなんですよね。状況としてはもう宅地を作ってもいいように高い擁壁になっちゃっているんです。ですから、耕作しようと思ってもトラクターだのが入るのは厳しいと。それで恐らく先代が柚子を置いたんじゃないかという状況なんです。今の時代、周りは全部名前が載っているとおり皆さん住んでいますから、農家としてそこで薬をかけたり時間外にトラクターを使ったりというようなことができないんですよ。そんなような状況です。

議長 いいですか。

渡辺陽一郎委員 はい。

によると、大豆等の栽培を行うとのこと。今回、現況の田をすべて畑に転用しなかったのは、埋め立てによる地盤への影響を考慮のことだと聞いております。雨水については東側の田までごく緩い勾配をとり、そちらに流す計画とのこと。また、埋め立て地域は隣接農地から2mから4m離し、周辺農地へ土砂流出などの被害防除に努めていきたいとのこと。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では農地法第5条の立地基準や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 こちらの譲渡人ですかね、〇〇さん、こちらも田んぼをかなり広く借りて作っていると思うんですけども、この現況田んぼが作れなくて豆にするという理由はどのようなことなんでしょう。

斉藤隆調査会長 田んぼがかなり面積を作っています。それで本人に確認しましたところ、まだ決定じゃないですけども、今大学に行っているお孫さんが農家をやって、将来はハウスなどを建てようかなというような計画があるみたいです。

渡辺陽一郎委員 将来的には農業経営の種目を変えていきたいというような希望があるということではよろしいんでしょうかね。そういう目算の上でこちらをまだ畑に。

斉藤隆調査会長 そうですね。

渡辺陽一郎委員 分かりました。すみません。

議長 質問ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号の整理番号1に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号1は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号2を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書3ページをご覧ください。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

譲渡人は〇〇〇に住所を置く農業者です。申請がありました農地は〇〇〇字〇〇の畑一筆、転用面積は413m²です。JR〇〇〇〇駅の東南約1kmに位置しています。位置図については議案資料の17ページをご覧ください。

今回の農地転用は、譲受人であるゴルフ場が資材置き場として利用するために行うものです。議案資料19ページの計画図をご参照いただければと思います。造成工事に係る費用は〇〇〇万〇〇〇円で、譲受人が全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書の提出を確認しています。なお、今回は賃借権を設定し、年間の賃借料は〇〇万〇、〇〇〇円でございます。他法令については特にございません。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 続いて、斉藤調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

斉藤隆調査会長 議案第2号整理番号2について調査結果を報告いたします。

この案件については現地調査及び譲渡人、譲受人から聞き取りを行い、審議いたしました。

転用は、申請地に隣接する譲受人であるゴルフ場が既設の資材置き場が手狭になったことから、砂利や砂、刈り取った芝や枝等の置き場として、及び、貨物トラック等の駐車場として一体的に資材置き場として利用するために行うとのことです。農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請地周辺の被害防除対策としては、雨水については砂利を敷き、自然浸透により行う計画でございます。また、隣地側周囲にはネットフェンス塀及び樹木を植栽することから、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では農地法第5条の立地基準や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号の整理番号2に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号2は原案どおり許可することにいたしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書4ページから6ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成26年5月26日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案第3号は農用地利用集積計画に伴う賃借権の設定及び所有権の移転についてです。賃借権の設定については新規設定の3件と継続の1件でございます。また、所有権移転については2件でございます。

初めに、新規の整理番号1の借受者は〇〇の法人でございます。利用権を設定する土地は〇〇〇地先の田一筆、合計面積3,000m²でございます。賃借権が設定され、10アール当たりコシヒカリ一等米90kgです。

続きまして、整理番号2の借受者は〇〇の特定非営利法人です。利用権を設定する土地は〇〇字〇〇地先の田二筆、合計1,050m²でございます。賃借権を設定し、10アール当たり2万円でございます。

続きまして、整理番号3の借受者も同じく〇〇の特定非営利法人でございます。利用権を設定する土地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計781m²でございます。こちらも賃借権の設定で、10アール当たり2万円です。

次に、再設定・継続でございます。

整理番号4の借受者は〇市在住の農業者です。利用権を設定する土地は〇〇字〇〇〇地先の田合わせて9筆、合計1万8,473m²でございます。いずれも賃借権の設定で、10アール当たりコシヒカリ一等米90kgです。

次に、所有権の移転です。整理番号5及び6になります。

所有権の移転を受けるのはいずれも〇〇に住所を置く法人です。移転する土地は、整理番号5が〇〇〇地先3,003m²、整理番号6が〇〇〇地先1,973m²で、それぞれ〇〇、〇

〇市に住所を置く農業者が所有していた土地です。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、議案第3号について斉藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

斉藤隆調査会長 議案第3号についての調査結果を報告いたします。

まず賃借権の設定についてです。新規設定が3件、継続が1件でございます。

整理番号1から3まで新規設定です。整理番号1の借受者は〇〇に住所を置く法人です。営農状況について、耕作面積が26.3ヘクタールで、4名で耕作しております。

続いて、整理番号2の借受者は〇〇に住所を置く特定非営利法人で、営農状況については、経営規模が0.5ヘクタールで、農業従事者として20人が登録されております。

続いて、整理番号3の借受者は2と同じ特定非営利法人です。

続いて、整理番号4は継続です。借受人は〇市〇〇在住の農業者で、夫婦で田・畑合わせて約8ヘクタールを耕作しています。

次は、所有権の移転についてです。整理番号5及び6はいずれも〇〇の法人で、売買希望価格は10アール当たり60万円でございます。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 議案資料のほうにNPO法人〇〇〇〇〇〇〇の定款が添付されておるんですけども、これは途中の抜粋ということでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

事務局 はい、そのとおりでございます。

渡辺陽一郎委員 私のちょっと勉強不足かも知れませんが、農業委員会にはこの定款の役員名簿とかなんかは提出する必要はないということか、もしくは我々ではなくて事務局か会長等にもう役員名簿等が届いているということで理解してよろしいでしょうか。

議長 事務局。

事務局 農政課からの資料には構成員全員の表が付いてきております。

渡辺陽一郎委員 ちょっと定款を見たときに、1章、2章がなくていきなり3章からだったんでどうしたのかなと思ったもんですから質問しました。すみません。はい、分かりました。

議長 いいですか。

渡辺陽一郎委員 はい、結構です。

議長 そのほか質問ありますか。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 今回の渡辺委員の関連で質問しますけども、この定款の件について実は前にも出してたということでした。議案の資料は総会が終わると回収されちゃうけども、前に渡してもらってあれば我々も自宅で審査できるんですけど、この間調査会では申し上げていますよね。農業委員というのは秘密を守る義務があるわけだからその辺を尊重してもらって。こういう定款や何かも何回もこういうふうな抜粋で出さずに、最初に出したものが自宅にあれば勉強してこられるから、その辺改正してもらえないかと私、発言してあります。ひとつ会長、こういう件が今後出てきたときにまた前のやつがどうだとかこうだとかとならないように。基本は1回出しておけばそれが個人情報の秘密だなとかたちになるから。資料を回収されちゃうからあとで忘れちゃうんだよね。その辺のところをこの間も役員会で検討しますということでしたので、この際ひとつ役員会で検討してもらって。回収しなくても我々農業委員は地方公務員だから秘密を守るという義務があるわけですからね。事実そういうふうなことで役員会で検討してください。

議長 はい、一応検討します。その結果また総会で報告させていただきます。

そのほか何か質問ございますか。

(なし)

ないですか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第3号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することにいたしました。

斉藤調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告させていただきます。

報告第1号及び2号について説明させていただきます。議案書は7ページ及び8ページになります。この報告は市街化区域内における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

報告第1号は農地法第4条に係る転用の届出で、3件受理しました。転用目的及び転用事由は宅地2件、駐車場1件となっております。

報告第2号は農地法第5条に係る転用の届出で、1件受理いたしました。転用目的及び転用事由は宅地でございます。

続いて、報告第3号及び第4号の「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」説明させていただきます。議案書は9ページから10ページの計3件、4筆でございます。内容につきましては、報告第3号が農地法第4条案件1件で、太陽光発電施設の許可申請です。報告第4号は農地法第5条案件2件で、所有権移転及び使用貸借権設定が1件ずつでございます。

いずれの案件も平成26年4月28日に諮問し、平成26年5月14日に開催された千葉県農業会議の結果、許可相当との回答をいただきましたので、会長専決規程第3条の規定により報告します。

以上です。

議長 以上、報告第1号から第4号まで報告させていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

（なし）

ありませんか。

（なし）

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会平成26年第5回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人